



監 第 174 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿  
寒河江市教育委員会教育長 佐 藤 志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設  
所管課 生涯学習課  
指定管理者 一般社団法人寒河江市観光物産協会
- 3 監査着眼点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和6年11月6日
- 5 実施場所 監査委員事務局及び史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設
- 6 監査の実施内容 令和5年度の寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 176 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿  
寒 河 江 市 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 藤 志 津 男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2  
駐車場  
所管課 生涯学習課  
指定管理者 慈恩寺観光振興会
- 3 監査着眼点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和6年11月6日
- 5 実施場所 慈恩寺寺務所
- 6 監査の実施内容 令和5年度の寒河江市慈恩寺第1駐車場及び寒河江市慈恩寺第2駐車場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 178 号  
令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監 査 対 象 寒河江市葉山市民荘  
所 管 課 さくらんぼ観光課  
指定管理者 特定非営利活動法人  
スペース・アンド・タイム・  
クリエーション
- 3 監 査 着 眼 点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和6年11月6日
- 5 実 施 場 所 葉山市民荘
- 6 監 査 の 実 施 内 容 令和5年度の寒河江市葉山市民荘の管理に係る出納  
その他の事務の執行状況
- 7 監 査 の 結 果 良好と認められた。



監 第 180 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（指定管理者監査）を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市市民浴場  
所 管 課 市民生活課  
指定管理者 寒河江温泉協同組合
- 3 監査着眼点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和6年11月7日
- 5 実施場所 監査委員事務局及び市民浴場
- 6 監査の実施内容 令和5年度の寒河江市市民浴場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 182 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市教育委員会教育長 佐 藤 志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監査対象 寒河江市屋内多目的運動場  
所 管 課 スポーツ振興課  
指定管理者 株式会社ヤマコー
- 3 監査着眼点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監査実施月日 令和6年11月7日
- 5 実施場所 屋内多目的運動場
- 6 監査の実施内容 令和5年度の寒河江市屋内多目的運動場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 184 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監 査 対 象 寒河江市中心市街地活性化センター  
所 管 課 商工推進課  
指定管理者 太平ビルサービス株式会社山形支店
- 3 監 査 着 眼 点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和6年11月7日
- 5 実 施 場 所 中心市街地活性化センター
- 6 監 査 の 実 施 内 容 令和5年度の寒河江市中心市街地活性化センターの  
管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監 査 の 結 果 良好と認められた。



監 第 186 号

令和6年12月2日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿

寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

## 財政援助団体等監査（指定管理者）結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(指定管理者監査)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（指定管理者監査）
- 2 監 査 対 象 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲート  
ボール場  
所 管 課 健康増進課  
指定管理者 社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会
- 3 監 査 着 眼 点  
所管関係  
(1)公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。  
(2)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
(3)管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
(4)協定書等には必要事項が適正に記載されているか。  
(5)管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。  
(6)業務履行確認は事業報告書により行われているか。  
(7)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。  
指定管理者  
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。  
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
(3)協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。  
(4)公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。  
(5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備・記帳及び領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和6年11月7日
- 5 実 施 場 所 老人福祉センター
- 6 監 査 の 実 施 内 容 令和5年度の寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 7 監 査 の 結 果 良好と認められた。